

「談話」 私学を含む「高等学校授業料無償化」についての12月10日報道に関わって

私学を含む「高等学校授業料無償化」は全額を国の財源で実施するよう切に求めます

全国私立学校教職員組合連合
(通称: 全国私教連)
書記長 葛巻 真希雄

2025年12月10日、複数のマスコミが2025年2月の自民党、公明党、日本維新の会の「三党合意」により実現に向けて動き始めた、私学を含む「高等学校授業料無償化」に関する件について報道しました。『小学校給食無償化 財政負担を提示 自維公、知事会に』と題された東京新聞の報道では、「小学校給食無償化に関し、半分ずつ財政負担をする案を、全国知事会に提示した」と報道されました。その記事中「私立高校生への就学支援金を増額する高校授業料無償化の拡充にも言及。財源の4分の3を国、4分の1を都道府県が負担する案を示し、理解を求めた」と記されました。これは「高等学校授業料無償化」についてもその財源の一部を都道府県に負担させることを指しています。

2025年2月の「三党合意」に基づき、2025年4月から所得制限を超える年収世帯の高校生にも、申請すれば公立高校授業料相当額の11万8800円を公立私立の別なく支給する「高校生等臨時支援」が実施されています。加えて「三党合意」では、2026年4月より年収910万円という「所得制限」を撤廃し、私立高校生には45万7000円を上限に、在学する高等学校の授業料分を「高等学校等就学支援金」として支給する、とされました。6月に閣議決定された「骨太の方針2025」にも記載されましたが、8月末の「文部科学省2026(令和8)年度概算要求」では、残念ながら「事項要求」に止まりました。10月21日開会第219回臨時国会における首相の「所信表明」では「これまで党派を超えて積み重ねてきた議論を踏まえ、安定財源の確保とあわせて来年4月から実施します。」とされ、10月末には三党の実務者協議で制度内容について合意と報道されています。私立高校生とその保護者及び私立高校教職員など私学関係者の期待は大きく膨らんでいたところでの、今回の報道です。

現在、「高等学校等就学支援金」は、年収590万未満世帯の私立高校生を対象として39万6000円(2018年度私立高校授業料全国平均額)を上限に在学する高校の授業料分を支給する制度となっています。年収590万円以上世帯の高校生へは11万8800円の支給のため、年収590万円が学費負担の「崖」となっています。これに対して年収590万円以上世帯の私立高校生については、都道府県ごとの独自の授業料減免補助制度によって学費負担軽減が図られている状況です。年収700万円世帯でみると埼玉、東京、愛知、大阪、奈良のように授業料の無償化が実現している自治体もあれば、補助が国の就学支援金のみのため、50万円近くの学費負担を抱えなければならない自治体があり、同じ国に生まれながら住んでいる自治体によって学費負担に大きな格差が生まれているという実情です。こうした年収590万円以上世帯への独自補助制度を持たない自治体は14道県存在しています。これは自治体の財政力の差によるところが大きく、今回の「高等学校授業料無償化」について都道府県の負担が生じることになると、自治体間の格差が残存することが強く心配されます。

年収590万円以上世帯の私立高校生への独自補助が無い自治体では、アルバイト申請が増加し「アルバイト代金で授業料や部活月謝を支払っている」「昼食代は自分で支払うため、アルバイトをしている生徒もいた」という事例が増加しています(全国私教連による「9月末学費滞納調査」の学費実態記述欄より)。

半世紀を超える私学助成運動の中で、学費の公私間格差是正の悲願達成が現実のものに近づき、私学関係者のその期待は非常に大きなものです。どこの自治体に生まれ育っても、学費負担に苦しまずして、学びたい内容の学校教育を受けられるようにしてほしい、それが子どもたちとその父母の強い願いです。憲法第二十六条には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあります。学費負担の自治体間格差をなくすことは、国の施策によってしか実現されません。そしてそれは国際人権社会権規約13条2項(b)(c)の留保を撤回した国の責務です。

全国私教連は、私学を含む「高等学校授業料無償化」を、全額国庫負担によって実現させることを国に向けて強く要望します。

以上